

# 女性の視点からみる防災人材の育成検討会議設置要綱

平成 29 年 4 月 25 日 29 総防管第 2 2 1 号

## (設置目的)

第 1 条 東京都の防災施策として、防災活動を担う女性の人材を育成するカリキュラムを検討することを目的に、「女性の視点からみる防災人材の育成検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 検討会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 防災活動への女性の参加促進に関すること。
- (2) 女性防災リーダー育成カリキュラムに関すること。
- (3) 育成カリキュラム修了者へのフォローアップに関すること。
- (4) その他、東京都の地域防災に関すること。

## (委員及び組織)

第 3 条 検討会議の委員（以下「委員」という。）は、地域防災と女性の視点等に関する有識者等から総務局長が委嘱する。

- 2 検討会議は、7 人程度の委員をもって構成する。
- 3 検討会議に座長を置く。座長は、委員の互選により選任する。
- 4 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 5 座長に事故があるときは、委員のうちから座長があらかじめ指名する者が職務を代理する。
- 6 座長は、必要があると認めたときは、第 1 項に定める委員以外の者を会議に出席させ、又は意見を聴くことができる。

## (召集)

第 4 条 検討会議は、座長が召集する。

## (会議及び会議資料の取扱い)

第 5 条 検討会議、会議資料及び会議録は、全て公開とする。

## (庶務)

第 6 条 検討会議の庶務は、総務局総合防災部防災管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は、座長が  
検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。